

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙】

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳以上	合計	
教育・保育従事者数	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名		
うち常勤教育・保育従事者	名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名		
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制	2歳児		教育・保育従事者		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士				
	異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】								
	【既往症】				病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年
	職員配置	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	
	担当職員の動き	
	他の職員の動き	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX:03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX:03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- その他、幼稚園通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX:03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (FAX:03-3595-2674 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・消費者庁 消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.syuhisya.anzen@caa.go.jp)